

商品先物取引法（昭和25年法律第239号）第207条第1項の規定に基づき、外務員の登録を受けようとする商品先物取引業者は、登録手数料を納めることとされています。

#### 外務員登録手数料の額について

登録手数料の額については、商品先物取引法施行令（昭和25年政令第280号）第26条第1項において、1件につき千円と規定されています。

その積算根拠については、以下のとおりです。

なお、現在、商品先物取引法第206条及び商品先物取引法施行規則（平成17年農林水産省・経済産業省令第3号）第94条の規定により、商品先物取引法に基づく外務員の登録事務については日本商品先物取引協会が行っており、前述の積算根拠については、日本商品先物取引協会のホームページにおいても公表されています。

#### 【積算根拠】

|                       |                     |
|-----------------------|---------------------|
| 1. 登録事務に係る1件当たりの人件費   | 735.658円            |
| （内訳） 給与               | 605.647円            |
| その他の人件費               | 130.011円            |
| 2. 登録事務に係る1件当たりの物件費   | 66.777円             |
| （内訳） 事務機器使用料等         | 56.507円             |
| 広報費                   | 6.412円              |
| 通信費                   | 0.641円              |
| 消耗品費                  | 1.069円              |
| その他雑費                 | 2.148円              |
| 3. 登録事務に係る1件当たりの電算費   | 244.267円            |
| 4. 合計（1. + 2. + 3.） = | 1,046.702円 ≒ 1,000円 |

#### 【日本商品先物取引協会のホームページ】

（サイトマップ：協会概要のうち、「主な事業活動」の中で公表されています。）

<http://www.nisshokyo.or.jp/profile/katudou.html>